

平成 19 年 11 月 9 日

特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏 殿

KDDI 株式会社

回答書

貴NPOより平成 19 年 10 月 18 日付けでいただいた照会について、下記のとおり、回答致します。

記

当社では、「誰でも割」（2年間の継続利用をコミットいただく代わりに、基本料を割引く定期契約）の契約解除料として、ご利用期間を問わず、また、ご契約者の選択される料金プランによらず、一律 9,975 円（税込）と設定させていただいております。

これは、ご契約者の利便性に配慮して、「誰でも割」の契約期間中であっても、月々の基本使用料（割引額）の異なる料金プランに変更することを可能としており、契約解除料の体系を料金プランの種別や利用月数に応じて変動するものとした場合、複雑でご契約者にわかりにくいものとなってしまうため、解除料については一律のシンプルな体系を採用するものです。

その上で、契約解除料の額については、月々の基本使用料が最も低廉な（割引額の最も小さい）料金プランを選択されているお客様にとっても過度な負担とならないような水準を考慮しつつ、コミットいただいた期間の解約が一定程度抑制される水準となるよう検討し、現行のとおりとさせていただいております。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上